

等々力溪谷公園内における危険木への対応について

1 主 旨

令和5年7月6日に等々力溪谷公園内で発生した倒木を受け、安全確保を優先し、公園内の一部について、立ち入り・通行の禁止措置を講じ、8月から11月にかけて樹木医による樹木調査を実施し、令和6年2月の都市整備常任委員会において「調査結果」及び「今後の危険木への対応予定」等について報告したところである。

その後、作業内容等について事業者との調整を進めると共に、溪谷樹木の再生に向けた専門家への相談なども合わせて行いながら、改めて作業内容等を精査し、令和6年4月2日より着手したところである。

本件は、作業内容の精査状況及び今後の予定について報告するものである。

2 作業概要（令和6年4月時点）

対象区域 谷沢川の利剣の橋先からゴルフ橋までの公園区域内

対象木 剪定等 16本 伐採 26本

※本作業において、伐採等行わない衰弱が見られる樹木については、生育環境の改善を図り、経過を観察しながら樹勢の回復を図っていく。

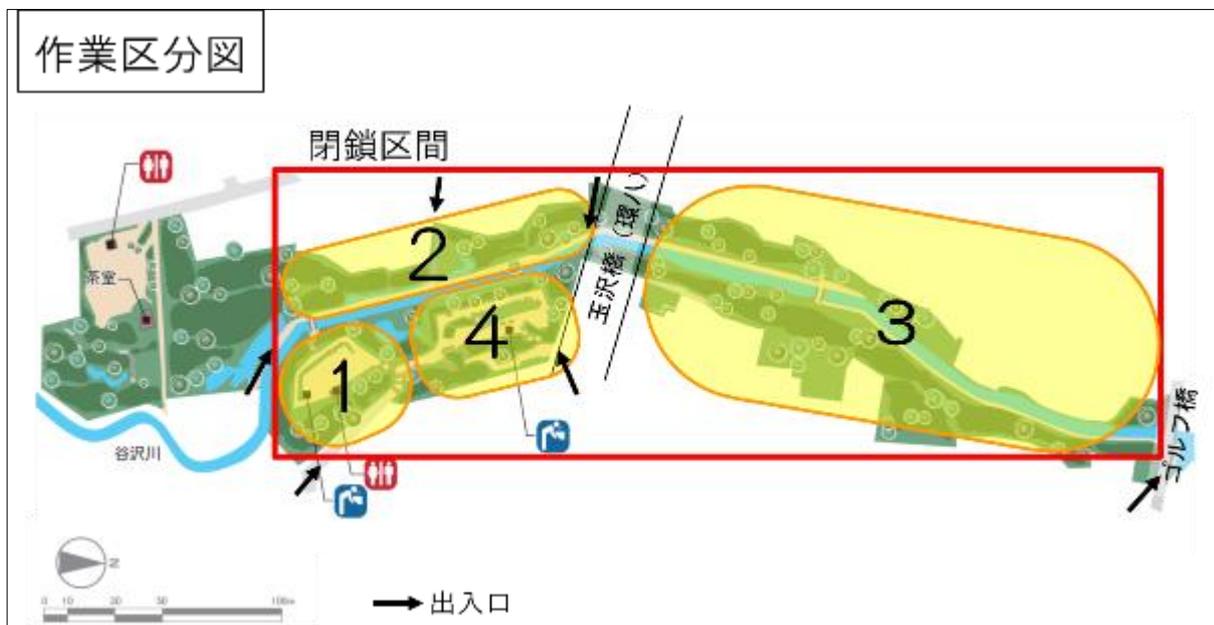
作業期間 約1年半（立ち入り・通行止めの全面解除）

※下図1・2・3・4（黄色ハッチング）の順に作業を進めていく

※1・2エリアの作業完了後、谷沢川下流（利剣の橋先）から環状8号線（玉沢橋）区間を開放予定。

※1・2・3エリアの作業完了後、谷沢川下流（利剣の橋先）からゴルフ橋区間を開放予定（遊歩道の利用再開）

※1・2・3・4エリアの作業完了後、トイレの有る広場及び環状8号線等出入口の利用再開（通行止め等の全面解除）



3 令和6年2月からの変更点

(1) 対象木について

令和5年度の樹木医による調査では、幹周りが概ね30cm以上の全樹木(708本)を調査し、菌類の付着、根上りや表土の流出等、生育環境の改善策等がなければ伐採等の緊急対応が必要な危険木52本(剪定6本 伐採46本)として一次判断したところである。

その後、樹木医及び樹林地における生育環境の専門家等との検討を進め、剪定等16本、伐採26本とし、それ以外の10本について、生育環境の改善等を図り、経過を観察しながら樹勢の回復を図っていく。

なお、経過観察において回復の傾向が見られない場合は、本作業において剪定・伐採等の対応を図る。

【※生育環境の改善策例】

① 支障木の選択伐採や支障枝の剪定等



林床の過密化



高枝同士の傾き・からみ

表土の保全と水脈の再生

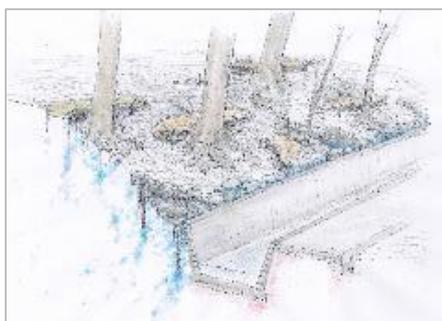
- ・石やヤシガラなどを用いた土留めを設置し、表土を保護
- ・斜面に溝や穴を掘り、水の浸透を促進する。



表土の流出



表土の流出



作業後のイメージ



作業イメージ

② 根の保全と活性化

- ・表土の保全や地中の水脈を整え、根を土深部へ誘導する。
- ・根の間に石をかませる等の処置を行い、根の安定を図る。



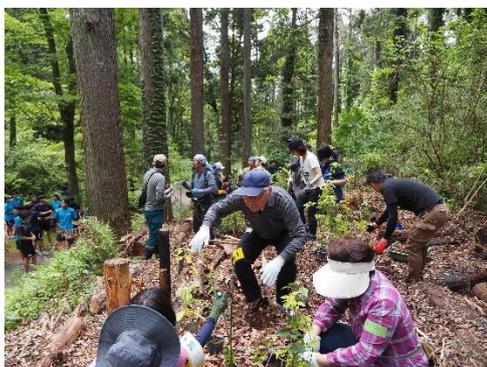
根上がり



作業後のイメージ

③ 樹木の育成・更新

- ・苗木の植え付けや播種を行い、後継樹木の育成を行う。



苗木の植え付け

(2) 作業期間について

対象木の精査及び経験知識、技術のある職人の確保や、渓谷内の一部ではあるが、重機搬入が可能となり伐採・剪定樹木の搬出等の労務負担軽減により、4年程度の作業期間から1年半程度となった。

4 今後の予定

令和6年4月 作業開始

令和7年度中 作業完了

※危険木の伐採・剪定作業と並行して、専門家等の指導のもと、樹林地の環境改善及び保全に向けた取り組みを進めていく。